令和６年度

川越市住宅改修補助金

市内の施工業者により住居をリフォームする市民の方に対し、
費用の一部を補助します。

限度額

5万円

改修工事費用（税抜）の5％

※千円未満切捨て

詳しくはこちら

川越市公式ホームページ

手続きの流れ

①事前申請 → （抽選※1） → ②本申請 → 着工※2 → ③実績報告 → 補助金交付

事前申請 受付期間

前期	令和６年４月10日（水）	から	４月17日（水）
中期	令和６年７月３日（水）	から	７月10日（水）
後期	令和６年11月6日（水）	から	11月13日（水）

いずれも、8時30分～17時15分（土日祝を除く）

⚠注意点

※１ 事前申請額が予算の範囲を超えた場合には、**公開抽選**で交付対象者を決定します。

※２ 着工した工事は補助の対象外です。必ず**工事着工前**に ②本申請 まで手続きをしてください。

対象となる要件について

補　助　対象者

①～⑤全てを満たすこと

① 川越市に住民登録があること。
② リフォームする住宅の所有者であり、かつ、その住宅に居住していること。
③ 市税（市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税等）に滞納がないこと。
④ 過去にこの制度の補助金を利用していないこと。
⑤ 実績報告書の提出時に、**市内施工業者が発行した領収書の写しを提出できること。**

補　助　対象工事

①～⑤全てを満たすこと

① 市内の施工業者が行うこと。
　※支店・営業所が市内にある業者も対象となります。
　※支店等の場合は、見積書および領収書等が**市内店舗から**発行されることが条件となります。
② 工事費が２０万円以上（税抜）であること。
③ 工期が原則、以下の期間内であること。
　前期：令和６年　５月　７日（火）～令和６年　８月１５日（木）
　中期：令和６年　７月２６日（金）～令和６年１０月３１日（木）
　後期：令和６年１１月２８日（木）～令和７年　３月１４日（金）
④ 市民の方が市内に所有する住宅のリフォーム工事であること。
　※店舗・賃貸用住宅などは対象外です。
　※マンション等の場合は個人の専有部分の工事のみ対象となります。
⑤ 対象・対象外工事の例は、【別紙】「補助対象・対象外工事一覧表」をご確認ください。

お申込み・お問い合わせ

川越市　産業振興課　TEL：049-224-5934（直通）※平日 8:30～17:15

川越市元町１丁目３番地１（市役所本庁舎５階）

① 事前申請

必ず各受付期間に事前申請を行ってください。

事前申請受付期間

前期：令和６年　４　月１０日（水）～　４月１７日（水）
中期：令和６年　７　月　３　日（水）～　７月１０日（水）
後期：令和６年１１月　６　日（水）～１１月１３日（水）

いずれも、
８時30分～17時15分
土日祝を除く

申 請 書 類

川越市 住宅改修補助金 事前申請書	住宅の所有者が共有名義の場合は、居住している共有者全員の名義で申請してください。
改修工事見積書の写し （最新のもの）	施工業者の名称・所在地及び工事内訳が記載されているものをご提出ください。 ※ 施工業者は市内の業者に限ります。 ※ 支店等の場合は書類に、市内店舗の名称・所在地等の明記が必要です。 ※ 諸経費が工事費に一定の割合でかかる場合、根拠を明記してください。（例：工事費の１０％など）
委任状の写し （原本は本申請時に提出）	本人・同居の親族以外の方（施工業者の担当者など）が申請される場合のみ必要。 ※ 同住所別世帯の場合、委任状は必要となります。

申 請 方 法

産業振興課窓口（市役所本庁舎５階）
または **電子申請**

電子申請はこちら

郵送での申請は
原則受け付けていません
のでご注意ください。

川越市マスコットキャラクター
ときも

事前申請受付後、予算の執行状況により抽選の有無を決定します。
※事前申請は抽選の有無を判断するものです。この段階では着工はできません※

抽選となった場合（事前申請額が予算の範囲をこえた場合）

前期	中期	後期	
4/18	7/11	11/14	◉抽選実施の旨を郵送にて通知します。この際、抽選日・抽選場所・抽選番号をお知らせします。 川越市公式ホームページでも、抽選日・抽選場所は確認できます。
4/24	7/18	11/21	◉抽選日 抽選結果を川越市公式ホームページに掲載します。また、当落に関わらず郵送でも結果をお送りします。
4/25 ～	7/19 ～	11/22 ～	◉本申請受付開始 工事着工の５営業日（※）前までには本申請をご提出ください。

抽選にならなかった場合（事前申請額が予算額に満たなかった場合）

前期	中期	後期	
4/18	7/11	11/14	◉抽選しない旨を郵送にて通知します。川越市公式ホームページでも同じ内容を掲載します。
4/19 ～	7/12 ～	11/15 ～	◉本申請受付開始 工事着工の５営業日（※）前までには本申請をご提出ください。

※土日祝日を除く平日

② 本 申 請　必ず **工事着工の５営業日前まで**にご提出ください。

本申請受付期間

前期：令和６年　４月 25 日（抽選なしの場合４月 19 日）～5 月 31 日
中期：令和６年　７月 19 日（抽選なしの場合７月 12 日）～8 月 30 日
後期：令和６年11 月 22 日（抽選なしの場合 11 月 15 日）～12 月 27 日

いずれも、
8 時 30 分～17 時 15 分
土日祝を除く

交付決定前に着工した場合、補助金は交付できませんのでご注意ください。
本申請に不備があった場合は交付決定が工事着工に間に合わない場合がありますので、余裕をもったご申請をお願いします。

申 請 書 類

川越市 住宅改修補助金交付申請書	住宅の所有者が共有名義の場合は、居住している共有者全員の名義で申請してください。
納税証明請求書兼証明書	【別紙】証明書発行について をご覧ください。 ※住宅の所有者が共有名義の場合は、居住している共有者全員の証明を受けてください。 ※おおむね１箇月以内に発行されたもの。
所有者の確認ができる書類 **右の⑴～⑷のうちいずれか１つ**	⑴ 令和６年度固定資産税・都市計画税納税通知書 「表紙（P1）」及び「課税資産（土地・家屋）明細書の工事箇所（P3以降）」の写し。 ただし、所有者が共有の場合は、「課税資産共有者一覧（P8）」の写しも併せてご提出ください。 ※例年５月中旬発送。発送前に申請する場合は、令和５年度分で代用可。 ⑵ 固定資産評価証明書（改修家屋分） ※【別紙】証明書発行について をご覧ください。 ※共有名義の場合は、共有者全員の証明を受けてください。 ⑶ 登記事項証明書（家屋）　法務局で、おおむね３箇月以内に発行されたもの ※登記事項証明書の発行に関しては、法務局にお問い合わせください。 さいたま地方法務局　川越支局：049-243-3824 ⑷ 当該家屋の売買契約書の写し（購入後間もない場合）
改修工事箇所の図面	改修工事箇所が把握できる図面等　（屋根・外壁の改修等の場合は提出不要）
改修工事前の現場写真	改修工事着工前の見積書に記載されているすべての改修箇所の現場写真
委任状 （原本）	本人・同居の親族以外の方（施工業者の担当者など）が申請される場合のみ必要 ※ 同住所別世帯の場合、委任状は必要となります。
見積書	事前申請時から工事金額や工事内容に変更があったときのみ必要 ※事前申請時から見積金額が減額となった場合は、減額後の見積書で交付金額を決定します。 なお、増額になった場合は、事前申請時の見積金額が上限となります。

申 請 方 法

産業振興課窓口（市役所本庁舎５階）にて申請書類一式をご提出ください。
なお、**郵送での申請は原則受け付けていません**のでご注意ください。

交付申請後、交付決定通知書を送付します。
必ず、交付決定通知書をお受け取り後に着工してください。

③ 実 績 報 告

工事完了後 **２週間以内** にご提出ください。

工事完了期限

前期：令和６年　８月１５日（木）
中期：令和６年１０月３１日（木）
後期：令和７年　３月１４日（金）

提 出 書 類

川越市 住宅改修補助金実績報告書	交付申請時と同じ方の名義でご提出ください。 住宅の所有者が共有名義の場合は、居住している共有者全員の名義で申請してください。
領収書の写し	領収書は市内の施工業者から発行されているもので、**業者の押印があるもの**をご提出ください。 ※支店等の場合は領収書に市内店舗の名称・所在地等の明記が必要です。
改修工事後の現場写真	改修工事完了後のすべての改修箇所の現場写真 ※提出済みの改修工事前の写真と対比ができる写真を、ご提出ください。
口座振込依頼書	住宅の所有者が共有名義の場合は、居住している共有者全員の名前を「債権者」欄に記入してください。
変更後の見積書	交付決定後に工事金額や工事内容に変更があったときのみ必要 ※工事金額が減額となった場合は、実際の工事金額を基に交付金額を確定します。 ※工事金額が増額になった場合でも補助金の確定額（振込額）は交付決定額が上限となります。
アンケート用紙 （任意）	制度の参考とさせていただくため、アンケートにご協力ください。

提 出 方 法

産業振興課窓口（市役所本庁舎５階）または **郵送**

他の住宅改修関連補助制度との併用について

川越市における当課以外の住宅改修関連補助制度

担当課	介護保険課 ☎224-6402	高齢者いきがい課 ☎224-5809	障害者福祉課 ☎224-6317		建築指導課 ☎224-5974
制度名	介護保険住宅改修費支給制度	在宅高齢者居宅改善費助成金	日常生活用具費支給制度	重度身体障害者居宅改善整備費補助金	既存建築物耐震改修補助金交付制度

※各制度の詳細については、各担当課に直接お問い合わせください。
※改修工事の対象箇所を分けることで、上記各制度と住宅改修補助金を併用できる場合があります。
ただし、**同一箇所（例：浴室内で工事内容の切り分け）の工事は併用できません。**

国（国交省・経済産業省・環境省）における住宅省エネ キャンペーン

国では、断熱窓への改修や高効率給湯器の導入等、省エネを推進するための各種補助事業を行っています。住宅改修補助金との併用も可能です。

住宅省エネ 2024 キャンペーン補助事業合同お問い合わせ窓口　☎0570-055-224

詳しくはこちら

住宅修繕・リフォームに関する相談について

市内建設事業者団体による住宅の修繕・増改築・付帯設備工事に関する相談を行っています。
詳しくは、広聴課までお問い合わせください。　　広聴課（直通）　☎224-5022